

# タクシー運転手就職奨励金

新たにタクシー運転手として働く方に奨励金を支給します！

## 【対象者】（パート勤務も対象）

令和6年1月1日以降に県内タクシー会社に運転手として就職した以下の方々

- ・ 県内タクシー会社で働く49歳以下の方
- ・ 県内タクシー会社で働く女性
- ・ 県内タクシー会社で副業として働く方
- ・ 県外からUターンで福井県に移住し、県内タクシー会社で働く方

## 【奨励金】

- ・ 30万円（ただし、副業として働かれる方は5万円）  
※支給は1回限り

## 【要件】

- ・ 奨励金申請時点で当該タクシー会社で働いており、今後も継続して勤務する意思を有していること
  - ・ 当該タクシー会社での勤務期間が3か月以上であること
  - ・ 主として、タクシー運転手として雇用されていること
- ※「人手不足業就職チャレンジ応援事業の奨励金」および「タクシー運転手の緊急確保支援事業奨励金」の支給を受ける方は対象外

## 【申請書受付期間】

令和6年4月1日（月）～令和7年3月28日（金）

※予算の上限に達し次第受付を締め切ります

## 【申請手続き】

以下に記載の県ホームページから申請書入手し、添付資料とともに下記へ郵送してください。

ホームページURL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sokou/syoureikin.html>

お問い合わせ

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課

電話 0776-20-0774 FAX 0776-20-0729